

令和５年度北海道地方競馬番組編成要領

第１ 趣 旨

「北海道地方競馬実施条例」（昭和 52 年北海道条例第 30 号）及び「北海道地方競馬実施条例施行規則」（昭和 52 年北海道規則第 64 号。以下「規則」という。）に基づき、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 19 日から令和 5 年 11 月 9 日の間）において北海道が行う地方競馬（以下「ホッカイドウ競馬」という。）の番組の作成についてはこの要領の定めるところによる。

第２ 定 義

- 1 「未出走馬」とは、競走経歴のない馬をいう。
- 2 「経歴馬」とは、以下の馬をいう。
 - ア 令和 4 年度以前における最終出走がホッカイドウ競馬の馬。ただし、交流競走等で出走した他地区所属馬を除く。
 - イ 本年度、初出走以降継続してホッカイドウ競馬で出走している上記 1 の馬。ただし、日本中央競馬会に登録のあった 4 歳以上馬を除く。なお、上記アのうち、初出走以降継続してホッカイドウ競馬で出走している馬および上記イの馬は「限定経歴馬」という。
- 3 「再転入馬」とは、ホッカイドウ競馬所属馬が令和 4 年度ホッカイドウ競馬出走以降、他地区へ転出し、令和 5 年 4 月 18 日まで他の主催者の実施する競走に出走した馬をいう。
- 4 「転入馬」とは、未出走馬、経歴馬及び再転入馬以外の馬をいう。
- 5 「収得賞金」とは、競走において収得した本賞金(第 1 着から第 5 着まで)の合計額をいう。
- 6 「番組賞金」とは、要領第 7 の規定による賞金をいう。
- 7 「馬の年齢」とは、その馬が出生した年を 0 歳とし、出生年の 1 月 1 日から起算した年齢をいう。
- 8 「委員長」とは、規則第 4 条第 1 項に定めるものをいう。
- 9 「南半球産馬」とは、7 月 1 日から 12 月 31 日までに南半球で出生した馬をいう。

第３ 出走申込馬の資格

規則第 25 条の規定に基づく出走の申し込みができる馬は、次の 1、2 及び 3 の要件を満たすものとする。

なお、転入馬にあつては、前各号に掲げるもののほか、4 に掲げる基準に適合する馬とする。

- 1 地方競馬全国協会の競走馬登録を受けた軽種の馬
- 2 輸入前に外国の競走に出走したことのない 3 歳以上の外国産馬及び交流競走等に出走する他地区所属の外国産馬
- 3 満 2 歳以上満 10 歳以下の馬及び満 10 歳を超える馬で日本国内の平地競走で出走経歴のある馬
- 4 転入馬
出走停止処分を受けたことのない馬。ただし、次のいずれかに該当する馬はこの限りでない。
 - ア 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた馬
 - イ 障害競走の飛越により出走停止処分を受けた馬
 - ウ 発走調教不十分、競走調教不十分、能力支障、又は健康支障により出走停止処分を受け、出走停止処分後平地競走で 2 回以上出走した馬
 - エ 発走調教不十分により出走停止処分を受け、その後、直近の競走から 2 走以内において発走調教不十分（再検査等）により処分を受けていない馬

第４ 出走の拒否

次のいずれかに該当する馬は、出走を拒否する。

- 1 痼疾の程度の重い馬
- 2 両眼の失明馬
 - 1 眼の失明馬については出走を拒否する。ただし委員長が認めた場合この限りでない。
- 3 令和 5 年度北海道地方競馬馬検査実施要領に基づく馬検査に合格しなかった馬
- 4 内因性の鼻出血を発症し、出走制限期間（20 日間、発症初回競走実施日から 6 ヶ月以内の再発症 30 日間、再発症から 6 ヶ月以内の再々発症 60 日間）を経過していない馬
- 5 番組から除外されている馬
- 6 賞金返還に応じなかったため、出走を拒否されている馬主の所有する馬
- 7 禁止薬物のアナボリックステロイド〔キンボロン、スタノゾロール、テストステロン、トレンボロン、ナンドロロン、フラザボール、フルオキシメステロン、ボルジオン、ボルデノン、17 α -メチルステロイド類及びメテノロン並びにこれらのいずれかを含有する物（遊離する物を含む）〕が検出された馬

ただし、自己の負担と責任において「公益財団法人競走馬理化学研究所」による検査を受け、当該薬物が体内に残留していないことが証明された馬はこの限りでない。
- 8 その他委員長が競走の公正確保上好ましくないと認めた馬

第 5 格付区分

格付区分は、次のとおりとする。

- 1 2 歳 (番組賞金：単位万円)

1	2	3	新 馬	未勝利
100超	100以下	40以下		

- 2 3 歳条件

1	2	3	4	未勝利
200超	200以下	150以下	100以下	

- 3 一般馬

A 級				B 級			
1	2	3	4	1	2	3	4
800超	800以下	600以下	500以下	400以下	350以下	300以下	250以下
C 級							
1	2	3	4				
200以下	160以下	120以下	80以下				

第 6 格付基準

馬の年齢及び番組賞金額によりそれぞれ次のとおり格付けする。

- 1 2 歳
 - 2 歳馬とする。
- 2 3 歳条件
 - ア 3 歳の経歴馬（再転入馬含む）
 - イ 3 歳の未出走馬
 - ウ 3 歳の転入馬（過去に日本中央競馬会で登録をしていない馬、または、過去に日本中央競馬会で登録し、未受賞の馬）

ただし、3 歳条件馬の番組賞金下表に該当した場合は一般馬へ格付けする。

第1回門別競馬終了時	第2回門別競馬終了時	第3回門別競馬終了時	第4回門別競馬終了後
300万円を超える馬	200万円を超える馬	150万円を超える馬	全 馬

3 一般馬

上記2を除く3歳以上の馬とし、要領第7により算定される番組賞金により格付けする。

4 転入馬の格付及び未出走馬の格付

要領第7により算定される番組賞金により当初格付けする。

また、2歳未勝利馬の当初格付については、取得賞金及び番組賞金を0として取り扱う。

第7 番組賞金

番組賞金は、当初格付番組賞金（表1のアからエ）に本年度ホッカイドウ競馬および他主催者の競走において得られる番組賞金（表2及び表3）を加えて得た合計額（上限は5000万円とする）とする。（一万円未満は切捨て）

なお、経歴馬および再転入馬については、表Dに基づき門別5回より番組賞金を減額する。

また、着順確定後に失格及び着順変更があっても番組賞金は変更しないものとする。

表1 当初格付番組賞金

ア 経歴馬

区 分	当初格付される番組賞金
3歳	2歳番組賞金＋表Aの算定賞金
4～5歳	前年度最終番組賞金×(80%－α)＋表Aの算定賞金
6歳	前年度最終番組賞金×(70%－α)＋表Aの算定賞金
7歳以上	前年度最終番組賞金×(60%－α)＋表Aの算定賞金

イ 再転入馬

区 分	当初格付される番組賞金
3歳	転出時番組賞金＋①
4～5歳	(転出時番組賞金＋②)×(80%－α)＋③
6歳	(転出時番組賞金＋②)×(70%－α)＋③
7歳以上	(転出時番組賞金＋②)×(60%－α)＋③

①	表Bの算定賞金（転出後から令和4年11月10日まで） ＋表Aの算定賞金（令和4年11月11日から令和5年4月18日まで）
②	表Bの算定賞金（転出後から令和4年11月10日まで） ＋表Aの算定賞金（令和4年11月11日から令和4年12月31日まで）
③	表Aの算定賞金（令和5年1月1日から令和5年4月18日まで）

※経歴馬及び再転入馬の3歳未勝利馬は番組賞金を0とする

α 令和4年度ホッカイドウ競馬において出走した馬の減額

	令和4年出走回数が8回以上の馬
令和4年 取得賞金	10万円未満 30%
	10万円以上50万円未満 20%

※抽休（抽休手当の支給された場合に限る）・競走取止は1回に含む

ウ 他地方競馬からの転入馬（JRAから転出後未受賞馬は除く）

表Bの合計を当初格付とする（※馬齢による減額は行わない）。

ただし、上限は以下のとおりとする。

- 3歳未勝利馬 160万円
- 1を除く3～5歳馬 3000万円
- 6歳以上馬 2000万円

エ J R Aからの転入馬およびJ R Aから他地方競馬へ転出後未受賞馬
表Cに基づき当初格付する。

表2 本年度ホッカイドウ競馬において得られる番組賞金

		J B C 2歳優駿	エーデル ワイス賞	重賞 (H 1)	重賞 (H 2)	重賞 (H 3)	オープン ※重賞を除く 1着賞金が200 万円以上の競 走	オープン・1組 ※1着賞金が100 万円以上200万円 未満の競走	1組・2組 ※1着賞金が 100万円未満の 競走	(スーパー) フレッシュ チャレンジ競 走 ※1	アタック チャレンジ競 走 ※1	新馬	3組 ※2	未勝利 ※1
		1着馬	2着馬	3着馬	4着馬	5着馬	1着馬	2着馬	3着馬	4着馬	5着馬	1着馬	2着馬	3着馬
2歳	1着馬	500万円	300万円	250万円	200万円	150万円	100万円	70万円	50万円	100万円	80万円	40万円	30万円	15万円
	2着馬	140万円	84万円	70万円	56万円	42万円	28万円	19万円	14万円	7万円	5万円	5万円	4万円	4万円
	3着馬	105万円	63万円	52万円	42万円	31万円	21万円	14万円	10万円	6万円	4万円	4万円	3万円	3万円
	4着馬	70万円	42万円	35万円	28万円	21万円	14万円	9万円	7万円	5万円	3万円	3万円	2万円	2万円
	5着馬	35万円	21万円	17万円	14万円	10万円	7万円	4万円	3万円	4万円	2万円	2万円	1万円	1万円
3歳	重賞 (H 1)	重賞 (H 2)	重賞 (H 3)	オープン・1組 ※1着賞金が100 万円以上200万円 未満の競走	1組～3組 ※1着賞金が 100万円未満の 競走	J R A交流競 走	4組	未勝利						
	1着馬	400万円	250万円	200万円	100万円	50万円	70万円	40万円	40万円					
	2着馬	112万円	70万円	56万円	28万円	14万円	19万円	0万円	0万円					
	3着馬	84万円	52万円	42万円	21万円	10万円	14万円	0万円	0万円					
	4着馬	56万円	35万円	28万円	14万円	7万円	9万円	0万円	0万円					
3歳以上	ブリーダーズ ゴールドカップ	北海道スプリ ントカップ	道営記念	道営スプリント	重賞 (H 2)	重賞 (H 3)	準重賞	A 1	A 2 J R A交流競走	A 3・A 4 ※3	B 級	C 級 (番組賞金40 万円以上で編成 する競走)	C 級 (番組賞金40 万円未満で編成 する競走)	C 級 (番組賞金40 万円未満で編成 する競走)
	1着馬	1200万円	1000万円	800万円	500万円	400万円	300万円	250万円	150万円	100万円	80万円	50万円	40万円	40万円 ※4
	2着馬	336万円	280万円	224万円	140万円	112万円	84万円	70万円	42万円	28万円	22万円	14万円	11万円	0万円
	3着馬	252万円	210万円	168万円	105万円	84万円	63万円	52万円	31万円	21万円	16万円	10万円	8万円	0万円
	4着馬	168万円	140万円	112万円	70万円	56万円	42万円	35万円	21万円	14万円	11万円	7万円	5万円	0万円
3歳以上	5着馬	84万円	70万円	56万円	35万円	28万円	21万円	17万円	10万円	7万円	5万円	3万円	2万円	0万円

※1 アタックチャレンジ競走および2歳未勝利競走については算出後の番組賞金の上限は15万円とする。
ただし1着馬は除く。

※2 2歳3組競走については算出後の番組賞金の上限は40万円とする。ただし1着馬は除く。

※3 当該競走の賞金が得られる番組賞金を超える場合、得られる番組賞金は当該競走の賞金とする。
(1万円未満は切捨て)

※4 1着馬の算出後の番組賞金は40万円とする。(同着の場合も含む)

表3 本年度他主催者の交流競走等において得られる番組賞金

競走	1着～5着賞金	加算率	加算上限
J R A・海外の 平地競走	500万円以上	15%	
	500万円未満	20%	75万円
他地方競馬 の競走	1000万円以上	15%	
	500万円以上1000万円未満	20%	150万円
	200万円以上 500万円未満	25%	100万円
	100万円以上 200万円未満	30%	50万円
	50万円以上 100万円未満	35%	30万円
	50万円未満	40%	17万円

表A ホッカイドウ競馬開催期間外に他の競馬に出走した経歴馬及び再転入馬

競走	1着～5着賞金	加算率	加算上限
J R A・海外の 平地競走	500万円以上	15%	
	500万円未満	20%	75万円
地方競馬 の競走のうち D G競走 全国交流競走	1000万円以上	15%	
	500万円以上1000万円未満	20%	150万円
	200万円以上 500万円未満	25%	100万円
	100万円以上 200万円未満	30%	50万円
	50万円以上 100万円未満	35%	30万円
	50万円未満	40%	17万円
その他の競走		0%	

表B 地方競馬からの転入馬（※J R Aから転出後未受賞馬は除く）及び再転入馬

競走	1着～5着賞金	加算率	加算上限
J R A・海外の 平地競走	500万円以上	15%	
	500万円未満	20%	75万円
障害競走		0%	
地方競馬 の競走	1000万円以上	15%	
	500万円以上1000万円未満	20%	150万円
	200万円以上 500万円未満	25%	100万円
	100万円以上 200万円未満	30%	50万円
	50万円以上 100万円未満	35%	30万円
	50万円未満	40%	17万円

※ 1～5着賞金には付加賞金を含む

表C JRAからの転入馬およびJRAから地方競馬へ転出後未受賞馬

未出走馬	0
------	---

2 歳 馬	取得賞金（平地） が0の馬	総賞金	取得賞金 （平地） が0以外の 馬	総賞金		3 歳 ～ 5 歳 未 勝 利 馬	取得賞金（平地） が0の馬	総賞金			
		0円以上		500万円 以下	500万円 超			100万円 以下	200万円 以下	400万円 以下	400万円 超
	当初格付番組賞金	0	当初格付番組賞金	100	200		当初格付番組賞金	40	80	120	160

3 （ 5 歳馬（未勝利馬を除く）	取得賞金（平地） が500万円以下 の馬	総賞金				6 歳 以上馬	取得賞金（平地） が500万円以下 の馬	総賞金			
		500万円 以下	800万円 以下	1000万円 以下	1000万円 超			500万円 以下	800万円 以下	1000万円 以下	1000万円 超
	当初格付番組賞金	200	250	300	350		当初格付番組賞金	160	200	250	300
	取得賞金（平地） が500万円超 1000万円以下 の馬	総賞金					取得賞金（平地） が500万円超 1000万円以下 の馬	総賞金			
		1200万円 以下	1500万円 以下	2000万円 以下	2000万円 超			1200万円 以下	1500万円 以下	2000万円 以下	2000万円 超
	当初格付番組賞金	400	500	600	800		当初格付番組賞金	350	400	500	600
	取得賞金（平地） が1000万円超 の馬	総賞金					取得賞金（平地） が1000万円超 の馬	総賞金			
		2500万円 以下	5000万円 以下	10000 万円以下	10000 万円超			2500万円 以下	5000万円 以下	10000 万円以下	10000 万円超
	当初格付番組賞金	1000	1500	2000	3000		当初格付番組賞金	800	1000	1500	2000

※ 単位：万円

※ 表Cにおける「取得賞金（平地）」は、日本中央競馬会の競馬番組一般事項に定める取得賞金のうち、平地競走に係るものの合計とする。

※ 表Cにおける「総賞金」は、平地競走に係るものの合計とする。

表D 経歴馬および再転入馬の特別減額

以下の条件を満たす馬については、第5回より下記の番組賞金を減額する

- ・令和4年度ホッカイドウ競馬において5走以上馬
- ・令和5年度門別2回までに出走した馬

区 分	クラス	第4回終了時の番組賞金	左記から減額される番組賞金	下限額
一般馬	C 4	40万円未満	0	0
		80万円以下	40万円	40万円
	C 3	120万円以下		
	C 2	160万円以下		
	C 1	200万円以下		
	B 4	250万円以下	50万円	160万円
	B 3	300万円以下		
	B 2	350万円以下		
	B 1	400万円以下		
	A 4	500万円以下	80万円	350万円
	A 3	600万円以下		
	A 2	800万円以下	100万円	520万円
	A 1	800万円超	150万円	700万円

※抽休（抽休手当の支給された場合に限る）・競走取止は1回に含む

第8 負担重量

負担重量の種類は、次のとおりとする。

- 1 定 量 馬の年齢又は性によって定める重量

2 歳		3 歳以上
門別11回まで 4月19日から 9月14日まで	門別12回以降 9月19日から 11月9日まで	全期間
5 4 k g	5 5 k g 牝 1 k g 減	5 6 k g 牝 2 k g 減

※ 南半球産馬については上記重量から次の重量を減量する (単位：k g)

距 離	馬の年齢	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月
1,000m以上 1,400m未満	2 歳	/	/	3	3	3	3	3	3
	3 歳	2	2	2	1	1	1	1	1
	4 歳	1	1	/	/	/	/	/	/
1,400m以上 1,600m以下	2 歳	/	/	/	3	3	3	3	3
	3 歳	2	2	2	2	2	2	1	1
	4 歳	1	1	1	/	/	/	/	/
1,600m超 2,200m未満	2 歳	/	/	/	3	3	3	3	3
	3 歳	2	2	2	2	2	2	2	2
	4 歳	1	1	1	1	/	/	/	/
2,200m以上	3 歳	3	3	3	2	2	2	2	2
	4 歳	1	1	1	1	1	/	/	/

- 2 ハンデキャップにより定める重量
- 3 別定重量 その都度競馬番組で定める。

第9 騎乗の制限及び減量騎手

- 1 騎手の1日に連続騎乗できる騎乗数は原則として8騎乗を限度とする。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 2 騎乗を変更した騎手の翌日の騎乗を認めない。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 重賞競走に騎乗する騎手は10勝以上していなければならない。
- 4 最初の免許取得から通算5年未満の騎手及び女性騎手（日本中央競馬会及び地方競馬全国協会から免許の交付を受けている地方他地区所属の騎手を含む）は、勝利数に応じ下表のとおり減量する。

ただし、次の競走は除く。

- ・重賞競走
- ・ハンデキャップ競走
- ・オープン競走及び各年齢区分における最上位格付け競走
- ・その他競馬番組等で指定する競走

	騎手免許取得後5年未満の騎手			騎手免許取得後 5年以上または 101勝以上の騎手
	30勝以下	31勝～50勝	51勝～100勝	
男性騎手	▲3kg減量	△2kg減量	☆1kg減量	/
女性騎手	★4kg減量		▲3kg減量	◇2kg減量

- 5 前項における勝利数は、当該騎手が次の競走において、最初に免許を取得した日以降、当該競走の出走投票締切日の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。
 - ・地方競馬の競走

・中央競馬の競走

なお、日本中央競馬会所属騎手については、同会競馬施行規程に基づき当該競走の騎乗申込締切日（補欠繰り上がり締切日）の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

- 6 最初の免許取得から3年を経過した騎手は、申請により減量（女性騎手は2kgを上限とする）を解除できる。

ただし、北海道所属騎手に限る。なお、減量解除後の再適用は認めない。

第10 出走投票及び出走の制限

- 1 出走した日から起算して5日を経過しなければ、出走できないものとする。
- 2 出走投票の結果、1競走の出走頭数が7頭以下の場合は当該競走を取り止める。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 競走距離出走制限頭数

重賞競走、準重賞競走、特別競走及び普通競走の出走制限頭数は、下表のとおりとする。

重 賞		準 重 賞		特 別		普 通	
距 離	頭 数	距 離	頭 数	距 離	頭 数	距 離	頭 数
m	頭	m	頭	m	頭	m	頭
1,000	12	1,000	12	1,000	12	1,000	12
1,100	12	1,100	12	1,100	12	1,100	12
1,200	16	1,200	12	1,200	12	1,200	12
1,500	12	1,500	12	1,500	12	1,500	12
1,600	14	1,600	12	1,600	12	1,600	12
1,700	12	1,700	12	1,700	12	1,700	12
1,800	14	1,800	12	1,800	12	1,800	12
2,000	16	2,000	12	2,000	12	2,000	12
2,600	14	2,600	12	2,600	12	2,600	12

※① 都合により距離及び頭数は変更することがある。

② JRA交流競走等は別に発表する。

- 4 前項に定める頭数を超えて出走投票があった場合は、次により出走馬を決定する。

なお、この方法によっても順位を決定し難い場合は抽選により決定する。

- (1) 一般馬競走、3歳条件競走（未勝利競走を除く）、2歳競走（(5)を除く）

以下の順序により決定する。

- ア 当該競走の条件馬（当該開催初出走馬）
- イ 前開催時に編成された条件において抽選漏れまたは不成立により、その開催中に出走できなかった当該開催初出走馬（前開催2走目で抽選漏れ及び不成立となった馬は除く）
- ウ 当該開催に編成された条件において抽選漏れまたは不成立になった当該開催初出走馬
- エ (3)の馬
- オ (4)の馬

- (2) 3歳条件未勝利競走

- ア 前開催時に抽選漏れまたは不成立により、その開催中に出走できなかった当該開催初出走馬（前開催2走目で抽選漏れ及び不成立となった馬は除く）
- イ 当該開催に抽選漏れまたは不成立になった当該開催初出走馬
- ウ 未出走馬および本年度ホッカイドウ競馬において初出走の経歴馬
- エ 上記ア～ウを除く当該開催初出走馬
- オ 当該開催2走目の馬

- (3) 格上条件に出走投票した当該開催初出走馬

番組賞金順とする。

- (4) 当該開催2走目の馬

（一般馬競走、3歳条件競走（未勝利競走を除く）、2歳競走（(5)を除く））

ア 前走入着の自己条件馬

イ 番組賞金順とする

- (5) 重賞競走、J R A認定競走、2歳未勝利及び番組が指定する競走別に定めるものとする。

5 出走取消又は競走除外された馬は、出走予定日から起算して5日を経過しなければ出走できないものとする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りでない。

6 競走の結果認めるべき事由がないのに当該競走の5着馬のタイムより5秒を超えて入線した場合は、次開催の出走を認めない。

ただし、次の場合は除く。

(1) 重賞競走・J R A交流競走及びその他競馬番組で指定する競走

(2) 1,500m以上の競走に出走する当該開催初出走馬

(3) 令和5年度ホッカイドウ競馬初出走馬

(4) 委員長が特に認めて他の主催者の実施する交流競走等に出走する場合

7 出走停止を受けた馬は停止期間を満了し、かつ馬検査（再検査）に合格後でなければ出走投票できない。

8 再検査指示を受けた馬は馬検査（再検査）に合格後でなければ出走投票できない。

9 出走制限を受けた馬は制限期間が満了するまで出走できない。

10 馬主と調教師間で文書により締結された預託契約書写などが委員長に提出されていない馬は出走投票できないものとする。

第11 競走の分割及び併合

委員長は出走投票の結果、特に必要があると認めたときは競走を分割又は併合することができる。

第12 その他

(1) 日本中央競馬会が認定する地方競馬の競走（J R A認定競走）は、競馬番組表に表示する。

(2) この要領は都合により変更することがある。

(3) この要領で定めるもののほか競馬の開催に必要な事項は委員長が別に定める。